

## 富田林市規則第43号

### 富田林市地域生活支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援事業の種類)

第2条 本市が行う地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業
- (11) 日中一時支援事業
- (12) 訪問入浴サービス事業
- (13) 社会参加促進事業

2 市長は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を適当と認める団体等に委託することができる。

(地域生活支援事業の実施)

第3条 地域生活支援事業の実施は、利用に伴う費用の全部又は一部を給付により行う。

(地域生活支援事業の利用手続等)

第4条 第2条第1項第6号から第7号及び第9号から第12号までに掲げる事業を利用しようとする者は、福祉事務所に利用の申請をしなければならない。この場合において、その利用に係る事業が、同項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げるものであるときは、障害者等の属する世帯の課税状況を証する書面を提出しなければ

ならない。

- 2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかにその利用の可否を決定し、その旨を当該申請者等に通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、支給の決定に条件を付することができる。

(給付の基準)

第5条 第2条第1項第7号、第9号又は第11号から第12号に掲げる事業に関し、第3条に規定する費用の給付を行う場合の給付の基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (富田林市規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	市が給付する額
日常生活用具給付等事業	<p>市長が別に定める基準額の9割（実際の価格が基準額以下の場合は、その9割）、ただし、1月あたりの給付額は、基準額（実際の価格が基準額以下の場合は、その価格）から次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 24,000円</p>
移動支援事業	<p>次により算定した額の9割、派遣時間に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、1月あたりの給付額は、派遣時間に2,000円を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 4,000円</p> <p>1回あたりの派遣時間が30分に満たない場合で、15分以上であるときは、これを30分に切り上げ、また、45分以上であるときは、これを1時間に切り上げることができる。</p>
日中一時支援事業	<p>1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 900円</p>
訪問入浴サービス事業	<p>1日あたりの利用料の9割、ただし、1月あたりの給付額は、1日あたりの利用料に当該月の利用日数を乗じて得た額から、次の区分により算定した利用者負担上限月額を減じた額まで給付することができる。</p> <p>利用者負担上限月額</p> <p>①生活保護世帯 0円</p> <p>②市民税非課税世帯 0円</p> <p>③市民税課税世帯 4,000円</p>

富田林市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市地域生活支援事業実施規則（平成18年富田林市規則第43号。以下「規則」という。）第2条第9号に掲げる移動支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に居住する障がい者等（他の市町村において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により介護給付等の支給決定を受けている者を除く。）及び法第19条第1項の規定により介護給付等の支給決定を受けている者で、本市の区域外に居住し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障がい者又は視覚障がい児及び全身性障がい者又は全身性障がい児（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する障がい者若しくは障がい児であって両上肢及び両下肢の機能の障がいを有するもの又はこれに準ずる障がい者若しくは障がい児をいう。）
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条の規定に基づく療育手帳を所持する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 前3号に掲げる障がい者等と同等の障がいを有する者で、福祉事務所長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は原則として、ガイドヘルパーを派遣しないものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によりその移動支援に相当する給付を受けることができる者で、その限度において、派遣しないものとする。
- (2) 法第28条に規定する重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護又は行動援護を受けている者
- (3) その他サービスを提供することが不相当と認められる者

(事業内容)

第3条 事業内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもので、次に掲げるサービス適用範囲で支援する。ただし、外出する場合にあっては、公共交通機関を利用した場合の外出を対象とするものであり、第14条に規定する事業者が提供する車両による外出は、本事業の対象としない。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出 金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物(本人同伴)、冠婚葬祭等
- (2) 余暇活動等の社会参加 外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞・観劇等

2 障がい者等移動支援は、個別移動支援(ガイドヘルパー1人に対して、利用者1人)により行う。ただし、福祉事務所長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 ガイドヘルパーを派遣できない場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出
- (2) 通学等、通年かつ長期にわたる外出
- (3) 通院の介助(介護給付費等が優先)
- (4) 社会通念上適当でない外出

(実施方法)

第4条 事業は、規則第3条の規定により、サービス利用料の全部又は一部を給付する方法により実施する。

(申請)

第5条 この事業を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富田林市地域生活支援事業支給(変更)申請書(様式第1号)に申請者の属する世帯の前年分(1月から6月までの申請にあっては、前々年分)の課税状況を証する書面を添付し、福祉事務所長に提出しなければならない。ただし、当該申請者の世帯に係る課税台帳を福祉事務所長が閲覧することについて、当該申請者の世帯の同意がある場合は、この限りでない。

(決定)

第6条 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、調査書(様式第2号)により申請者の障がいの種類及び程度、その介護を行う者の状況、申請者及びその保護者の移動支援の利用に関する意向を勘案のうえ、利用の可否及びガイドヘルパー派遣時間数を決定し、その旨を富田林市地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により決定を行う場合は、規則別表の移動支援事業に規定する負担上限月額(区分により算定した額)を併せて決定するもの

とする。

(受給者証の交付)

第7条 福祉事務所長は、第6条の規定による決定を行ったときは、当該利用決定を受けた者(以下「利用対象者」という。)に対し、地域生活支援受給者証(様式第4号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。この場合において、前条第2項の規定に基づき決定した負担上限月額を超える見込みのある者については、移動支援事業支給管理表(様式第5号)を併せて交付するものとする。

2 利用対象者がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を第14条に規定する事業者に提示し、利用契約を結びサービスを利用するものとする。

(決定内容の変更)

第8条 利用対象者は、第6条の規定による決定内容を変更しようとするときは、富田林市地域生活支援事業支給(変更)申請書(様式第1号)に受給者証を添えて福祉事務所長に申請しなければならない。

2 第5条から前条までの規定は、前項の規定による決定内容の変更手続について準用する。

(受給者証の再交付の申請)

第9条 利用対象者は、第7条に規定する受給者証を紛失、破損又は汚損したときは、富田林市地域生活支援受給者証再交付申請書(様式第6号)により、福祉事務所長に申請しなければならない。

(支給決定の有効期間及び負担上限月額の見直し)

第10条 支給決定の有効期間は、支給決定を受けた日から、2年目の誕生日月の月末までとする。

2 支給決定の更新手続きは、更新月の前月から行うことができ、福祉事務所長は、規則別表の移動支援事業により負担上限月額の見直しを行い、その額を利用対象者へ通知するとともに、受給者証にその旨を記載するものとする。

3 第5条から第7条までの規定は、前項の規定による更新及び負担上限額の見直し手続について準用する。

4 利用対象者が第5条に規定する課税状況を証する書面を提出しないとき、若しくは提出しえない状態にあるとき、又は利用対象者が提出した課税状況を証する書面に誤り若しくは不備がある場合は、福祉事務所長は、前項の規定にかかわらず自らの調査に基づき負担上限月額を決定することができる。

5 福祉事務所長は、特別な理由があると認めるときは、第2項に規定する負担上限月額を変更することができる。

(決定の取消)

第11条 福祉事務所長が、利用対象者からの申出又は職権により決定の取消し

を行ったときは、決定の取消しを受けた者は、速やかに当該受給者証を福祉事務所に返還しなければならない。

(事業者登録の届出等)

第12条 この事業の事業者登録を受けようとする者は、法第79条第1項第3号に規定する届出を行っているもののうち、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護又は行動援護に係る指定を受けている場合
- (2) 法附則第10条第2項又は第11条の規定により行動援護又は外出介護に係る指定を受けたとみなされた場合
- (3) その他市長が事業に係る登録を認めた場合

2 前項に該当し、事業の登録を希望するものは、富田林市移動支援事業者登録届出書(様式第7号)に事業者登録に係る確約書、都道府県の事業者指定通知書(写)、都道府県への地域生活支援事業者届出書(写)等を添えて、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、事業者登録の適否を判断したうえで、登録の可否を決定するものとする。

4 市長は、登録する旨の決定を行ったときは、富田林市移動支援事業者登録通知書(様式第8号)、登録しないと決定したときは富田林市移動支援事業者登録却下通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

(サービス提供者の要件)

第13条 移動支援サービス提供者の要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 従前の外出介護の有資格者
- (2) 居宅介護従事者養成研修の1～2級課程修了者
- (3) 介護保険法第8条第2項に規定する者
- (4) 前3号に規定する要件と同等の要件を満たす者として、市長が認めた者

(利用料)

第14条 利用対象者は、この事業の利用に要する経費の1割の額を福祉事務所長から当該事業の登録を受けた事業者(以下「事業者」という。)に支払うものとする。ただし、規則別表の移動支援事業により算定した額まで支払うものとする。

(費用の支払等)

第15条 事業の際に要する費用は、次項に規定する費用から前条に規定する利

用者負担額を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

- 2 この事業に要する費用は、30分あたり1,000円とする。  
ただし、派遣時間が15分以上であるときは、これを30分に切り上げ、45分以上であるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 事業者は当該移動支援に要した費用について、サービスを提供した月の翌月10日までに地域生活支援事業請求書(様式第10号)に移動支援給付費請求明細書兼契約状況報告書(様式第11号)、移動支援サービス提供実績記録票(様式第12号)を添付して市長に一括して請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、請求金額が適当と認めるときは、請求のあった月の翌月の末日までに当該事業者を支払うものとする。

(その他の費用)

第16条 ガイドヘルパーが利用対象者と外出する際に係る交通費等の必要経費は、当該利用対象者において負担するものとする。

(遵守事項)

- 第17条 事業者は、利用対象者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 4 事業者は、この事業に係る従業員、会計に関する書類及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、5年間保存しなければならない。
  - 5 事業者は、利用対象者の移動支援計画書を作成し、福祉事務所長の求めに応じ提出しなければならない。
  - 6 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年富田林市要綱第48号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年富田林市要綱第50号)



この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市移動支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年富田林市要綱第75号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年富田林市要綱第37号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年富田林市要綱第65号）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成27年富田林市要綱第72号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の富田林市移動支援事業実施要綱の様式用の紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年要綱第32号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。